

平成20年第344回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年9月12日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 7 議案第49号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案の上程
議案第48号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	野 地 誠 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画経営課長	圓 谷 誠 君	総 務 課 長	会 田 光 一 君
税 務 課 長	蛭 田 武 良 君	町民生活課長	小 林 伸 幸 君
保健福祉課長	根 本 孝 一 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	須 藤 源 太 君
都市建設課長	藤 田 豊 君	上下水道課長	堀 勇 次 君
会計管理者 兼出納室長	小 針 茂 君	教育次長兼 学校教育課長	坂 路 寿 紀 君
生涯学習課長	水 戸 光 男 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	内 藤 正 昭	主 幹 兼 局 長 補 佐 兼 次 長	水 戸 邦 夫
--------	---------	---------------------------	---------

◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第344回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 藤井 精七 君

6番 棚木 良一 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議員の皆さん、おはようございます。

第344回定例町議会が本日9月12日に招集になりましたので、それに先立ちまして、9月10日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長からの提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案などについて議会事務局長から説明を求め協議しました結果、会期を本日9月12日から9月24日までの13日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は21件であります。同意1件、諮問1件、条例の一部改正1件は全体審議といたします。次に、条例の一部改正案1件、その他1件及び9月5日までに受理いたしました請願1件、陳情1件については、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

そのほか、8件の補正予算関係議案及び平成19年度各会計の決算認定8件については、一般会計と特別会計に分けて第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、常任委員会などの諸報告並びに町政報告を行い、さらに本会議で同意1件、諮問1件、条例の一部改正1件は全体審議として議決いたし、日程第8で議案第48号、第50号から第58号まで、認定第1号から第8号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

2日目の13日、3日目の14日は土曜日、日曜日のため、4日目の15日月曜日は祝日のため、休会といたします。

5日目の16日火曜日は、通告のあった6名の議員から順次一般質問を行い、総括質疑をして議案、請願の付託を行い、終了いたします。

6日目の17日水曜日午前中は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の各常任委員会を開催いたし、午後からは第1・第2予算決算特別委員会を開催いたします。

7日目の18日木曜日、8日目の19日金曜日は、前日に引き続き第1・第2予算決算特別委員会を開催いたします。

9日目の20日土曜日、10日目の21日曜日、11日目の22日月曜日、12日目の23日火曜日は、各委員会審査結果報告書作成のため休会といたします。

13日目の24日水曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議採決を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今議会は恒例により、最終日本会議終了後の午後6時から、ホテルニュー日活において町管理職との懇親会を開催いたしますので、皆さんのご参加をお願いいたしまして報告とします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日9月12日から9月24日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月12日から9月24日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、決算書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、財政的援助団体等監査報告書、例月出納検査結果報告書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会会計決算意見について、事務報告書、白河広域市町村圏整備組合議会、白河地方

水道用水供給企業団議会における議案書の写し、請願文書表、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書はお手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第4号「非核日本宣言」を求める意見書は、6月20日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（柏村 栄君） これより例月出納検査の結果報告及び平成19年度の一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査意見、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見について、財政的援助団体等監査報告について、代表監査委員より報告を求めます。

監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付いたしました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成19年度決算審査とその決算審査にあわせて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

執行した日ですが、平成19年度第14回5月分及び平成20年度第2回5月分の出納については6月25日に、平成20年度第3回6月分の出納は7月24日に、平成20年度第4回7月分の出納は8月27日にそれぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、平成20年度4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月25日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼出納室長及び上下水道課長から関係する必要な書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として町の指定管理施設、矢吹町健康センターを受託する団体の管理運営及びその指導監督について、平成20年7月16日実施しました。今回の監査結果では、一部の要望事項を除き、管理受託団体の受託事業は、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

なお、詳細については、報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成19年度矢吹町各種会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、老人保健特別会計、6、農業集落排水事業特別会計、7、介護保険特別会計の7件であります。

審査の日ですが、平成20年8月18日、19日、20日、21日、22日、25日の6日間で行いました。

審査の結果ですが、平成19年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書14ページに記載のとおり、平成19年度の一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、諸書類も整備されて、各会計管理は適正であります。

総体的には厳しい財政の中、平成19年度予算編成方針に基づき、限られた財源を効率的に活用し、第5次まちづくり総合計画に基づいておおむね事業が執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

なお、歳入においては、町税が7.8%伸びたものの、地方交付税は3.0%の減となり、一般財源全体でも前年比0.4%の減額を示しており、今後とも財政再建計画の確実な実行が求められます。

また、地方交付税等の削減、国の補助金等の見直しなど、ますます依存財源が減額される中、一方で地方分権の推進から事務事業が増加し、今後も財政需要の増加が見込まれます。一般財源の確保に努力するとともに、特に委託業務等については具体的な数値目標を設定し、さらなる経費の削減に努め、まちづくり総合計画に基づいた事業執行により限られた財源を効率的に活用し、町政の発展と住民福祉の向上に努力されることを望みます。

また、自治体財政の健全化を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されていないものの、実質公債費比率は24.9%、将来負担比率185.3%と、特に実質公債費比率が高い比率を示しており、気がかりな面はあるが、わずかに財政の早期健全化の基準数値を下回っており、健全化計画の策定を要しないものと認めるが、引き続き判断比率の低下に向けた方策に努められたい。

さらに、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計においては、いずれも資金不足がなく、経営はいずれも良好な状態にあると認めるが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に努め、安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成19年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

審査の日ですが、平成20年7月25日に行いました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表は明確に示されており、計数に違算はなく、決算は適正であると認めました。

なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断のもと、法令の規定に基づき適正に作成されたものと認めました。

また、平成19年度決算では、企業債の繰上償還など経営の安定化を図ったものの、簡易水道との統合により固定資産減価償却費の大幅な増加によって最終利益はマイナス決算となったことから、今後の経営に当たっても、給水収益の向上や低利率による民間資金等の借りかえ運用など、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営が求められます。

今後とも、安全で良質な水道水の安定供給と、未納者に対する戸別徴収簿など、訪問記録の徹底について望みます。

あわせて審査に付された水道事業会計の資金不足比率を示すその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、また実質的な資金不足はなく、良好な経営状態であると認められます。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査報告並びに平成19年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（柏村 栄君） これより白河地方水道用水供給企業団委員から、議案審議の結果について報告を求めます。

白河地方水道用水供給企業団委員、10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） どうも議場の皆さん、おはようございます。

ご承知のとおり、私と同僚議員の熊田君は、さきの町議会臨時会において、新たに白河地方水道用水供給企業団の議会議員として選任されたところであります。その初招集となる定例会がさきの8月27日に開催されましたので、その結果について、両者を代表して報告させていただきます。

それでは、お手元に配付いたしました平成20年第2回白河地方水道用水供給企業団議会定例会の開催結果であります。初めに議案第4号 白河地方水道用水供給企業団監査委員条例の一部を改正する条例ですが、本案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員の審査に付すべき事項を追加するため、所要の改正をするものであり、原案のとおり可決されました。

議案第5号 白河地方水道用水供給企業団特別職の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ですが、本案は地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、議員報酬の支給方法等に関する規定を分離するため、所要の改正を行うもので、あわせて議案第6号 白河地方水道用水供給企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を新たに制定するものであります。いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成19年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算の認定についてであります。決算の結果、当年度未処分利益剰余金が3,864万9,005円となりました。この剰余金の処分については、減債積立金に193万2,451円、建設改良積立金に3,671万6,554円を積み立てるということで、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第8号 平成20年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入281万2,000円を増額し、その予定総額を7億2,505万5,000円とし、収益的支出を459万5,000円増額し、その予定総額を6億9,878万8,000円にするものであります。また、議会の議決を経なければならない職員給与費を213万3,000円増額するものであり、原案のとおり可決されました。

最後になりますが、議案第9号 白河地方水道用水供給企業団監査委員の選任についてであります。企業団監査委員に欠員が生じたことから、白河地方水道用水供給企業団規約第12条第2項の規定により監査委員の選任について議会の同意を求めたものであり、同僚議員の熊田君が満場一致で選任されましたので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） 次に、私から、平成20年7月18日に開催されました平成20年第2回白河地方広域市町村圏整備組合臨時会について報告いたします。

議案審議に入る前段に、中島村議会議長の折笠議長の辞職を受けまして、議長の選挙及び副議長の選挙が行われ、議長に鮫川村議会議長の前田三郎氏、副議長に私、柏村がそれぞれ選任されましたので、報告をいたします。

提出されました議案は9件であります。

議案第6号は、専決処分の承認を求めることについてであり、平成19年度白河地方広域市町村圏整備組合の一般会計補正予算（第3号）ですが、歳入歳出それぞれ458万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億383万2,000円とするものであり、原案のとおり承認されました。

議案第7号、第8号、第9号、第10号はいずれも専決処分の承認を求めることについてであり、損害賠償についてであります。平成20年1月18日、棚倉消防署配備車が、矢祭町地内に発生した火災に応援出動中に発生した交通事故で、同一車両が別々の場所で個人所有のそれぞれの車両に損害を与えたため賠償であり、議案第7号は、棚倉町大字八槻字大宮地内において発生した棚倉町、和知宏行氏へ損害賠償額9万5,595円、議案第8号は、棚倉町大字八槻字大宮地内において発生した郡山市、佐久間弘守氏への損害賠償22万2,845円、議案第9号は、棚倉町大字下山本字左近田地内において発生した埴町、鈴木健太氏への損害賠償額1万5,510円、議案第10号は、棚倉町大字下山本字神主免地内において発生した浅川町、遠藤勝徳氏への損害賠償額3万9,501円であり、それぞれ別の4名に損害賠償を行う専決処分の承認であり、原案のとおり承認されました。

議案第11号は、専決処分の承認を求めることであり、平成19年度白河地方広域市町村圏整備組合の一般会計補正予算（第4号）ですが、歳入歳出予算にそれぞれ53万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億436万8,000円とするものであり、原案のとおり承認されました。

議案第12号は、専決処分の承認を求めることについてであり、損害賠償についてであります。平成19年12月31日、白河消防署配備車が白河地内に発生した追突事故処理に出動中に、白河市老久保地内発生した公共事業で、白河市、加藤忠三郎氏所有の車両に損害を与えたため賠償であり、損害賠償額9万8,812円の損害賠償を行う専決処分の承認であり、原案のとおり承認されました。

議案第13号、第14号は、いずれも動産の取得についてであります。議案第13号は、災害対策対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を指名競争入札により株式会社ネイチャーから3,759万円で取得するものであります。議案第14号は、小型水槽付消防ポンプ自動車1台を指名競争入札によりジーエムいちほら工業株式会社から1,779万7,500円で取得するものであります。いずれの議案も原案どおり可決されました。

なお、詳しくは配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組合議員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（柏村 栄君） これより会期外に行われました委員会の調査報告書を各委員長から順次報告を求めます。総務常任委員長、7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、おはようございます。

閉会中の所管事務調査結果報告について、第343回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりであります。

7、研修経過。

今回は、調査計画にありました協働のまちづくりから、特に町民予算提案事業について調査を実施しました。身延町は、平成の大合併により平成16年9月に下部町、中富町、身延町の3町が合併して、新たに身延町として発足した町であります。山梨県の南部に位置し、平成20年4月1日現在人口1万5,936人であり、平成17年度国勢調査における人口は1万6,334人、人口は昭和40年から平成17年までの40年間にほぼ半減しており、近年、減少のペースは鈍っているものの、平成7年（1万9,570人）から平成17年の過去10年間を見ても3,236人減少しており、依然として減少傾向にある。年齢構成について見ると、平成17年の国勢調査によるゼロ歳から14歳の年少人口の割合は10.1%（県全体14.4%）、65歳以上の老年人口は36.6%（県全体21.9%）となっており、山梨県全体の数値と比較しても少子・高齢化が顕著となっている。

面積は、304.83平方キロメートルで、急峻な山岳地帯が連なり、森林が町面積の8割を占めており、平坦地はその面積は小さく、宅地面積は町面積の1.2%、農用地面積は1.7%であります。町の中央を日本三大急流に数えられる富士川が流れており、山河や湖など豊かな自然に抱かれており、町の随所には観光地や文化・歴史的資産が点在し、首都圏や東海、関西方面からのアクセスにもすぐれ、1年を通じ全国から参拝者が訪れる日蓮宗の総本山、身延山久遠寺や、湯治場として名高い下部温泉、富士山の絶景ポイントとして千円札にも描かれた神秘の湖本栖湖、戦国時代からの歴史を持つ西嶋の和紙や湯之奥金山など、全国的に名をはせる歴史・観光スポットや伝統技能を初め観光・歴史・文化的資源の宝庫であり、こうした恵まれた環境を生かした「観光の町」として、住民の便利で安全、快適な暮らしと調和しながら新たな歴史を刻もうとしている町であります。

今回の研修目的は、身延町町民予算提案事業についてであります。町民税の1%を町民予算とし、その用途を町民が直接町長に提案、行政が執行するものであります。事業の目的として、町民と町とのパートナーシップの確立、町民の自主自立の促進やみずから公共サービスの一翼を担うなど、町民自治の充実と町民全体のまちづくりの推進を図り、夢と希望に満ちた町をつくるための制度であります。

国の財政危機による地方交付税の削減などにより、町の財政状況は危機的な状況に陥っている。このため、経費の削減はもとより、各種事務事業について再編・整理、廃止・統合を進めなければならない、福祉や教育などの住民サービスの低下も余儀なくされ、町民の生活に影響を及ぼしつつある。しかし、このような厳しい状況のときこそ、町民一人一人の意思を結集し、夢のあるまちづくりを町民とともに進めていくことが必要である。そこで、行政改革の基本方針の1つとして町民予算提案事業が創設され、この事業は、使い道を町民みずからアイデアを提案していただき、適当と認めた場合、行政が提案者と一緒に企画書を作成して、行政が予算化し、提案者とともに事業を執行する事業であり、平成18年1月に身延町町民予算提案事業実施要綱を施行しスタートさせました。公募委員を含む6名の委員で提案内容を検討審査し町長に提言することとしており、これまでに3回の提案募集をしており、提案実績は総計で個人提案38回、団体提案7回の45回、提案件数では64

件の提案実績があり、これまでに採用された事業としては、「身延町をもっとよく知るために、モデルコースをつくって町民による町内めぐりを秋に実施する」51万9,000円、「各界で活躍する身延町の出身者や関わりの深い人を町へ招いて、小・中学生を対象とした授業や実技指導を希望した学校で実施してもらう」事業費60万1,000円、「宇津木妙子さんのソフトボールクリニック」事業費210万円、「荒地地に花を咲かせましょう」ボランティア組織連携、「菜の花農家の町、みのぶ」176万5,000円などの事業が実際に実施されております。平成19年度の予算額は430万円、平成20年度は582万円であります。

矢吹町においても、行政への提案参加など、町民の一人一人のパートナーシップ意識改革のための事業執行を検討してはいかがでしょうか。

以上で報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） 次に、産業建設常任委員長からの報告を求めます。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） おはようございます。

閉会中の所管事務調査結果報告について、第343回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1番から5番までは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

6番の研修経過。

今回は、調査計画にありました産業振興策全般から、特に酪農家を悩ませている家畜排せつ物の適正な処理をきっかけに、牛ふん、落ち葉、間伐材、もみ殻、そして家庭ごみまでをフルに活用し、かつてどの農家でも行われていた良質の堆肥をつくり、さらには販売までも手がけ、まさに循環型農業の推進を担う栃木県茂木町有機物リサイクルセンターの運営について調査を実施しました。

茂木町は、栃木県の南東部に位置し、人口1万6,128人で、面積は172.71平方キロメートルもあり、県境の八溝山系に囲まれた自然豊かな町であります。南東は茨城県笠間市、城里町、常陸大宮市に、北は那須烏山市、西は益子町、市貝町に接する南北に細長い町で、標高150メートルから200メートルの山が総面積の3分の2を占める中山間地帯であります。また、那珂川最下流の観光やながあり、農村レストラン「そばの里まぎの」や日本の棚田百選にも選ばれた「石畑の棚田」を初めとした農村の原風景を有しており、訪れた人々の心をなごませてくれるところです。

農業では、かつて葉たばこにかわり、シイタケやコンニャクが基幹農産物となり、有機物リサイクルセンターを核とした環境保全型農業の推進が図られております。工業については、縫製、弱電機器等の中小零細工業の割合が多く、近年は大型スポーツレクリエーション施設関連の観光産業も伸びており、サービス業においても新たな効果が生じているところです。また、道の駅「もてぎプラザ」を拠点とした農業と観光業を連携した町の情報発信基地づくりにも力を注いでおり、特に大型スポーツレクリエーション施設「ツインリンクもてぎ」は、茂木町のイメージアップに大きく貢献しているようです。

茂木町リサイクルセンター「美土里館」は、冒頭でも申し上げましたように、法律で義務づけられた酪農家の家畜ふん尿の適正な処理を機に、苦悩する酪農家だけに負担をさせることなく、各農家の牛ふん等の集中処

理を目的に、無念にも森の中でただ朽ち果てる間伐材、里山の美しい景観をつくっている雑木山に堆積する落ち葉などを活用、そして油を注いでまで燃やしている燃えにくい生ごみを処理してしまう町民みんなの施設として国の補助を受け建設されました。

茂木町では、発足当時からその目的は達成され、現在も想定以上の堆肥の需要があり、供給が間に合わないほどの実績が上げられております。少し手を加えれば、牛ふん、落ち葉、間伐材、もみ殻、生ごみがすばらしい資源となり、良質の有機堆肥をつくることを実証しました。

酪農家では、牛ふんの処理に対する労力が軽減され生産が向上、落ち葉を集めるお年寄りの方々により雑木林が美しい里山に戻り、間伐材が役立ち、生ごみの分別をしてくれるお母さんたちは、生まれ変わった堆肥でつくられた野菜をおいしく料理してくれますと自負されておりました。

なお、財政担当部署からは、施設管理費や人件費を考えると、ごみ焼却費用の軽減につながるものの、まだまだ一般会計からの持ち出しがあり厳しい評価となっているが、担当者は、地球環境の保全、森林の整備、土壌汚染の防止、はては落ち葉収集に従事される方々の健康増進による医療費の軽減など、金銭以外にもさまざまな費用対効果が期待できると訴えており、課題は、担当職員がかわっても継続した施設の維持運営にあるとも言われておりました。

今後、このような家畜ふん尿や生ごみ、落ち葉などが調達でき、製法をまねて同じような堆肥ができるかもしれないが、それは「美土里たい肥」ではない。なぜなら、「美土里たい肥」には家畜ふん尿など5つの材料のほかに、「町民の協力と堆肥への愛着」「現場の涙ぐましい努力」「全職員のサポート」「自然へのこだわり」「茂木町の光と風」など、さまざまな要素が含まれており、これらの一つ一つが「美土里たい肥」であると、茂木町長さんが美土里館刊行図書において自負されております。

矢吹町においても、畜産農家の悩みを解消し、生ごみ等の効率的な処理、そして何よりも町民の一人一人の意識改革の起爆剤として検討してはいかがでしょうか。

以上で報告を終わります。

◎議長報告

○議長（柏村 栄君） 次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第344回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、柏村議長を初め議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

まず、通例の町政報告に先立ち、介護保険事業の執行について、改めて報告させていただきます。

内容は、平成18年度と平成19年度の介護保険システムの改修業務委託事業に伴うシステム改修業者への業務委託料の未払いであります。

本事業は、介護保険制度の改正に伴い、全国の市町村が現在のシステムから大幅な修正が必要となったことから、国が市町村の負担を軽減する目的で国庫補助事業として実施された事業であります。

当町においては、平成18年度の繰越事業で171万1,500円、平成19年度が106万4,700円の事業費でシステム改修事業を実施しました。国庫補助金については、平成18年度からの繰り越し分85万9,000円と、平成19年度分53万2,000円、合計139万1,000円を平成19年度分として交付を受けております。

しかし、先日、町における財務処理がなされず、システムの改修業務委託費が委託業者へ未払いであることが判明いたしました。現在、関係機関との協議を進め、補助金の返還等の手続を進めるとともに、詳細な調査を行い、関係した職員の処分も含め、所要の対応をしまいる考えであります。

今回、このような適切な事務処理がなされなかったことについて、町民の皆様は心よりお詫び申し上げます。

本日は、発生した事実についてご報告申し上げ、今後、現在進めている調査結果とそれに基づく対応及び再発防止策を含め、一定の整理がついた段階でご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、丹野麻美選手の北京オリンピック出場についてであります。

丹野選手が北京オリンピック女子陸上競技の400m、1,600mリレー競技に日本代表として出場が決定したことをお祝いするとともに活躍を期待し激励するため、7月18日、町文化センター大ホールで町民約500人の参加により盛大に壮行会が行われました。

丹野選手が出場した女子400m、女子1,600mリレーとも惜しくも予選突破はなりませんでしたが、今後の活躍を期待し、町民の皆様とともに応援してまいりたいと考えております。

なお、8月20日の女子1,600mリレーの予選では、町保健福祉センターに大型スクリーンを設置し、午後8時40分から始まる競技にもかかわらず、200人以上の町民が集まり、矢吹町から北京の鳥の巣陸上競技場へ大声援が届くとばかりの応援を送りました。

次に、8月28日から30日にかけての豪雨による被害状況についてであります。

今回の豪雨により、町内22箇所において被害を受けております。被災内容は、道路、河川等の法面が崩れた箇所が16箇所、道路路面の冠水箇所が4箇所、倒木が1箇所、床下浸水が1箇所となっております。

被災を受けた箇所については、同日、安全確保を行い、応急処理を実施しております。

被災箇所のうち町が対応する土木施設は8箇所、農地農林施設は6箇所であり、復旧工事費については現在調査中であります。

次に、ふるさと思いやり基金についてであります。

5月の税制改正に伴うふるさと納税制度の受け皿として、施行規則の制定、ホームページの作成等を行い、8月1日に制度の開設、ホームページを公開し、寄附の募集を開始しました。開始早々に、矢吹町出身の中畑清氏より第1号の寄附の申し入れがありました。

申し込み状況ではありますが、9月9日時点で寄附申し込み件数3件、寄附金合計18万円です。現在、

全庁的な取り組みとしてふるさと思いやり基金推進行動計画を策定し、制度のPR、啓発活動に努めているところであります。

次に、矢吹町ボランティアセンターについてであります。

本センターは、ボランティア活動の拠点となる施設で、8月1日に保健福祉センター内に開設いたしました。町とのボランティア協定により、矢吹町社会福祉協議会が管理運営するものであります。当面は、福祉関係のボランティアを中心にネットワークを構築し、その後、町内のさまざまなボランティア団体との連携へと拡大する予定です。本年度の事業計画としては、ボランティア関連の情報発信や登録業務、ボランティア相互の適切なコーディネート、ボランティア講演会、講習会等の開催を予定しております。

次に、ヘルスステーション事業についてであります。

矢吹町の医療費実態調査のため、福島県立医科大学看護学部と共同で、国民健康保険事業の医療費状況調査を行っております。過去3カ年の医療費実態調査により、適切な保健事業を推進し、住民の健康増進を図ることになっております。

また、同大学地域・家庭医療部との医療や検診の研究調査事業については、過去5カ年の医療、検診、介護の状況や住民意向調査により、健康状態から疾病発症、介護状態等の生涯過程の把握、分析を行い、今後の矢吹町での健康医療政策の策定、実施の助言を受けることになっております。

なお、本年度の主な保健事業は、温泉プールを利用した水中ウオーク事業、肥満、高血圧、糖尿病予防のウエストスマート教室を進めております。

次に、（仮称）地域活性化支援センター開設準備委員会の発足についてであります。

矢吹町の産業経済活性化を目的に地域活性化支援センターの開設を目指し、7月28日に農・商・工業等の各分野及び光南高校、シルバー人材センター等の就業関係者代表により開設準備委員会を発足いたしました。

開設準備に当たっては、県の超学際サポーター派遣事業として、福島大学等からも専門のアドバイザーの派遣も受け、多角的な視点による活性化の仕組みを検討し、農商工連携による産業全般の経営改善と雇用及び受発注機会の拡大等を目指したセンターとする考えであります。

次からの22項目については項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第344回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

東京やぶき会について。

日本三大開拓地小学生交流事業について。

第25回矢吹町統計グラフコンクールについて。

矢吹町区長会事業について。

消防行政関係について。

交通行政関係について。

住民健診について。

小児平日夜間救急医療事業について。

あゆり温泉絶品市場について。

観光交流事業について。

第20期農業委員会の始動についてであります。
県営長峰地区経営体育成基盤整備事業計画について。
平成20年度の町道整備事業について。
河川クリーンアップ作戦について。
中学生海外派遣事業について。
東北中学校体育大会出場について。
営林署第二苗畑（井戸尻地区）埋蔵文化財の試掘調査について。
真夏の夜の鼓動の開催について。
三鷹市・矢吹町子ども交流会について。
中畑清旗争奪ソフトボール大会の開催について。
矢吹町少年の主張大会の開催について。
三鷹市管弦楽団矢吹町公演について。
以上であります。

○議長（柏村 栄君） 以上で町政報告は終了いたします。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより同意第3号を議題といたします。

事務局長に同意第3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、水戸勘十氏を教育委員会委員に任命したく、同意を求めるものでございます。

水戸氏は永年、地域における教育支援活動としまして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校のPTA活動を積極的に行い、特に中畑小学校、光南高等学校では会長として活躍されました。さらには、中畑小学校評議員、矢吹町文化振興審議会委員を歴任し、現在は光南高等学校体育文化後援会会長、青少年健全育成中畑地区会長として、地域の教育振興の発展に大きな貢献をいただいているところです。

このような経験を生かし、豊富な見識と卓越した手腕を遺憾なく発揮していただき、さらなる町教育行政の進展に寄与していただけるものと考え、本提案をいたしましたものでございます。

満場一致のご同意をいただきたくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柏村 栄君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより諮問第1号を議題といたします。

事務局長に諮問第1号を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。熊倉信夫氏の辞職に伴い1名欠員のため、仲西康夫氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

仲西氏は、平成15年3月31日まで矢吹町職員として勤務し、総務課長を最後に退職されております。人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、委員に任命されるにふさわしい方であり、今回ご提案するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号について、この諮問に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柏村 栄君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問どおり答申することに決しました。

ここで、同意並びに答申されました各委員を紹介するため、暫時休議をいたします。

(午前11時00分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前11時12分)

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより議案第49号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第49号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議員の報酬の支給方法等が、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） ちょっと質問いたしたいと思います。

今、勉強不足で申しわけないんですが、第4条の第1項の中で、同条の第2項中「職員の報酬」を「議員の議員報酬」に改めるといふのをちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

第4条の第1項中、「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第2項中職員の「報酬」を「議員の議員報酬」に改めるといふような記載がございますが、こちらのほうのミスでございまして、同条第2項中「職員の」といふところを「議員の」といふことでご訂正をお願いしたいと思います。おわび申し上げたいと思います。

○議長（柏村 栄君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認め、これにて質疑は打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第49号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第48号、議案第50号～議案第58号、認定第1号～認定第8号）

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより議案の上程を行います。

議案第48号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、続きまして認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第48号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域住民の交流の場として、また矢吹駅乗降客の増加を目的に、平成7年に町とJRにより合築によって整備された矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例であります。コミュニティプラザ内には矢吹駅・東西を結ぶ自由通路、コミュニティルーム、行政サービスコーナーなどが設置され、現在も多くの方々に利用されております。

しかしながら、行政サービスコーナーにつきましては、役場本庁舎の窓口開設時間の延長などに伴い利用者が年々減少している状況もあり、財政再建3カ年計画に基づき廃止の方向で検討を進めているところであります。

これらのことから、行政サービスコーナーが廃止となった場合に、施設利用者の利便性と安全を確保するため、管理運営の選択肢の1つとして、指定管理者への移行が可能となるよう条例の一部を改正するものであります。

議案第50号 白河地方土地開発公社定款の一部変更についてであります。本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）により、民法（明治29年法律第89号）及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の一部が改正され、平成20年12月1日から施行されることに伴い、白河地方土地開発公社定款の変更を行うものです。

議案第51号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,248万8,000円を追加し、総額を55億813万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金150万円、寄附金4万9,000円及び繰越金2,084万4,000円をそれぞれ増額し、県支出金480万5,000円及び繰入金510万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が電算処理システムの改修などにより952万8,000円の増額、衛生費が老人保健特別会計繰出金の増などにより123万5,000円の増額、農林水産業費が農業振興関連補助事業の減などにより301万6,000円の減、教育費が埋蔵文化財の第二苗畑試掘調査費用の増並びに幼稚園、保育園及び小学校の耐震診断補助基準改正に伴う委託費の増などにより388万7,000円の増額となるものであります。

議案第52号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は歳入歳出の総額にそれぞれ175万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億7,133万4,000円とするものであります。

歳入予算の内容は、繰越金175万6,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容は、保険給付費175万6,000円を増額するものであります。

議案第53号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ41万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,784万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、受益者負担金31万円、繰越金10万1,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務管理費41万1,000円を増額するものであります。

議案第54号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は歳入歳出の総額にそれぞれ1,656万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,415万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、支払基金交付金484万円、国庫支出金1,063万9,000円、県支出金54万1,000円、繰入金54万4,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、医療諸費650万円、諸支出金1,006万5,000円を増額するものであります。

議案第55号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,728万2,000円とするものであります。

歳入は、使用料10万9,000円、繰越金10万1,000円を増額するものであります。

歳出は、維持管理費21万円を増額するものであります。

議案第56号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ223万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,802万7,000円とするものであります。

歳入は、支払基金交付金69万9,000円、繰越金を3,168万8,000円増額し、繰入金3,015万6,000円を減額するものであります。

歳出は、諸支出金223万1,000円を増額するものであります。

議案第57号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は歳入歳出の総額にそれぞれ36万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,694万2,000円とするものであります。

歳入は、繰入金36万8,000円を増額するものであります。

歳出は、総務費36万8,000円を増額するものであります。

議案第58号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の収益的収入及び支出予算にそれぞれ17万2,000円を増額し、収入総額を4億5,593万1,000円とし、支出予算総額を5億852万8,000円とするものであります。

収入は、給水収益、水道使用料の増額であります。

支出の主な内容は、多発する地震対策として、基幹となる配水管断裂等による水道水流失被害を最小限にするため、五本松配水タンクの緊急遮断弁保守点検業務委託費17万2,000円を増額であります。

次に、資本的収入及び支出については、既定の資本的支出予算に200万円を増額し、支出総額を4億9,927万5,000円とするものであります。

支出の主な内容は、一本木地区及び曙町地区の配水管布設工事に伴う工事費180万円の増額であります。この地区は、農地から宅地へと転用が進んでいる地域で、投資効果が見込まれることから配水管を布設し、経営の改善と生活環境の向上を図るものであります。

次に、認定第1号 平成19年度矢吹町一般会計歳入歳出の決算認定についてであります。一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

現在の我が国の経済は、回復が足踏み状態にあります。このところ一部に弱い動きが見られます。こうしたことから、国内総生産の成長率は名目、実質ともに政府経済見通しを大きく下回り、消費者物価は同見通しを上回るものと見込まれます。今後は、住宅投資の回復に加え、米国経済が財政金融政策の効果により持ち直し、来年にかけて世界経済が減速から穏やかな回復に向かうと期待されることから、我が国経済も穏やかに回復していくと見込まれます。ただし、原油や穀物価格の高騰は、製造業や農業などの生産コストや収益に与える影響が大きいことから、その動向には注意する必要があります。

こうした状況の中、平成19年度は、緊急地方道路整備事業、臨時地方道整備事業を初め、町総合振興計画に基づく各種事業を実施し、町民福祉の向上に努めてまいりました。

歳入面におきましては、町税が所得税から住民税への税源移譲により7.8%の増、地方譲与税が所得譲与税の廃止により50.4%の減、地方特例交付金が減税補てん特例交付金の廃止により67.2%の減、分担金及び負担金が保育園負担金第3子以降無料化により26.5%の減、財産収入が町有地売払収入の減により56.5%の減、繰入金地域福祉基金の繰りかえ運用により336.4%の増、繰越金が繰越事業費等充当財源繰越額の減により21.0%の減、町債が減税補てん債の皆減のほか、起債充当普通建設事業費の減により23.5%の減となりました。

歳出面におきましては、農林水産業費が農業集落排水事業特別会計繰出金、非補助融資農道整備事業償還負担金及び県営事業負担金の減により11.6%の減、商工費が商工振興貸付金の減により10.5%の減、土木費が総合運動公園用地取得償還金の借りかえ及び道路整備事業費の縮減により19.8%の減、教育費が中学校整備基金原資積立金の減及び矢吹中学校改築基本設計委託料の皆減により6.0%の減、災害復旧費が道路凍上災害復旧

事業費の減により58.0%の減、公債費が補償金免除繰上償還及び任意繰上償還の実施により8.1%の増となりました。

これらの結果、一般会計総額の決算収支は、歳入56億7,219万6,000円、歳出55億2,420万6,000円で、差し引き1億4,799万円の黒字となりました。

今後の町政運営に当たりましては、平成19年度に策定された財政再建3カ年計画に基づき、収入確保を目指した財政基盤の再建、行政のスリム化などの役場組織の再建、これからの地域づくりとしてのまちづくりの再建を柱に、地方分権時代に対応し得る確かな財政基盤を確立し、住民生活の安定と向上を目指してまいります。

認定第2号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。前年対比で歳入総額は11.6%、歳出総額は13.1%増加しました。これは、平成18年10月より新たに30万円以上の高額療養費について共同処理することに伴い、歳入の共同事業交付金が1億2,731万3,000円、歳出では共同事業拠出金1億674万円がそれぞれ増加したことが大きな要因となっています。

国保被保険者の主な医療費につきましては前年対比で12.5%増加し、高額療養費は前年対比で16.5%増加いたしました。

国保被保険者の経済状況は改善が見られず、その影響を受けて国保財政は依然として厳しい状況が続いています。

国保事業としては、予防医療としての人間ドッグや医療費通知、広報紙・パンフレット等による啓蒙活動により医療費の抑制に努めました。

なお、平成19年度の決算額は、歳入21億4,669万3,000円、歳出21億3,342万4,000円、差し引き1,326万9,000円の黒字決算となりました。

認定第3号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。矢吹町公共下水道事業特別会計決算の状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道污水管渠の整備を図りました。平成19年度の事業は、1.5キロメートルの管路布設工事を行い、前年より7ヘクタールの受益地の整備拡大により、400ヘクタールの下水道認可区域の78.5%の整備を完了しました。平成19年度末現在、3,259世帯の水洗化可能世帯のうち2,514世帯が排水設備工事を行い、前年より93戸の接続世帯が増加、下水道区域内の水洗化率は77.1%となりました。

なお、平成19年度の決算収支は、歳入額5億570万1,000円、歳出額5億510万円、差し引き60万1,000円の黒字決算となりました。

認定第4号 平成19年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。本案の内容としましては、一本木第二宅地分譲地内の未販売区画について販売促進に努めるとともに、ホームページに詳細を掲載しながら除草などの維持管理業務を行いました。

歳入の主な内容は、繰越金であります。

歳出の主な内容は、一般管理費であります。

なお、平成19年度の決算収支は、歳入総額116万1,000円、歳出総額3万1,000円で、差し引き113万円の黒字決算となりました。

認定第5号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成19年度の老人保健医療受給者は、平成14年10月の制度改正により適用年齢が70歳から75歳に引き上がったために、2,121人と前年対比で1.16%減少しましたが、医療費の保険者負担分については16億1,465万6,000円で0.85%の増となりました。

また、1人当たりの医療費は、保険者負担分が76万1,000円で前年対比2.01%の増となり、県平均を上回っております。後期高齢者医療制度に移行しましても適正な医療を推進するため、予防医療としての検診事業などを積極的に進めてまいります。

なお、平成19年度の決算額は、歳入16億4,329万4,000円、歳出16億4,329万3,000円、差し引き1,000円の黒字決算となりました。

認定第6号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質の改善を図るため、農業集落排水におけるし尿、生活雑排水等の処理施設の経費の削減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めてまいりました。平成19年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の729世帯の水洗化可能世帯のうち492世帯が排水設備工事を行い、前年より23戸の接続世帯が増加、農業集落排水整備区域内の水洗化率は3%アップの67.5%となりました。

なお、平成19年度の決算収支は、歳入額1億6,593万8,000円、歳出額1億6,583万6,000円、差し引き10万2,000円の黒字決算となりました。

認定第7号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。本案の内容としましては、第3期介護保険事業計画の第2年度としての事業運営を行いました。

介護保険料の徴収について、現年度分の徴収率は99.3%、過年度分を含めた全体としては97.6%になりました。

保険給付については、給付費総額が10.5%の伸びとなり、住宅サービスの割合が49.5%となっております。一方、要介護認定状況については、高齢者の13.7%の方が要介護認定を受けております。

このような状況から、歳入総額7億8,270万7,000円、歳出総額7億5,101万8,000円で、差し引き3,168万9,000円の黒字決算となりました。

認定第8号 平成19年度矢吹町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

矢吹町水道事業は、生活環境の向上と公衆衛生の改善を図ることを目的に、安全で安定した水道水の供給に努めてまいりました。

平成19年度の収益的収支につきましては、企業債の借りかえによる償還利子等の抑制により経営の安定化に努めてまいりました。収入につきましては、他会計の負担金の営業外収入の減収により4億7,931万5,668円に対し、支出につきましては、簡易水道との統合による有形固定資産減価償却額の増加から5億1,649万607円となり、3,717万4,939円の純損失となりました。

資本的収支につきましては、経営の健全化を図るため、計画的な工事の実施や高利率の企業債の繰上償還等

により経費の削減に努めてまいりました。

収入につきましては、企業債及び他会計負担金の収入により9,380万5,000円に対し、支出につきましては、繰上償還に伴う企業債の償還額の増加や善郷内地内等の老朽配水管布設がえ工事などにより2億1,019万425円となり、収支不足額1億1,638万5,425円につきましては、消費税調整額と過年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

では、ありがとうございました。

（午前11時43分）